

佐賀県告示第7号

次の加入区において平成27年5月15日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年5月14日限り消滅した。

令和元年5月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

新有明加入区